

特定非営利活動法人お結び 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人お結びという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府河内長野市[REDACTED]に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに、障害児者及びその家族にかかわる相談活動・権利擁護活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、生活・介護への支援に関する事業を行い、さらに、地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害児者・家族の福祉・教育・医療・保健の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 4 子供の健全育成を図る活動
- 5 まちづくりの推進を図る活動
- 6 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 7 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 1 障害児者に対する相談に関する事業
- 2 障害児者・家族等にかかわる調査・研究に関する事業
- 3 障害児者・家族、関係職員・地域住民等を対象とする研修に関する事業
- 4 居宅介護従事者養成ならびに研修事業
- 5 障害児者・家族等にかかる情報提供・交流に関する事業
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 7 障害児者の権利擁護に関する事業

- 8 障害児者等の地域生活支援に関する事業
 - 9 障害者作業所の運営に関する事業
 - 10 障害者団体等の活動支援に関する事業
 - 11 障害者への理解を促進するための普及啓発事業
 - 12 障害児者・家族にかかわる出版事業
 - 13 介護給付費や訓練等給付費等の国民健康保険団体連合会への請求代行事業
 - 14 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- 1 役務の提供事業
 - 2 物品の販売事業
 - 3 食品の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面その他、電子情報処理組織を使用する方法（以下「書面等」という）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最

初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 か月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に帰属するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	亀石 侑汰
副理事長	谷本 美恵子
理事	久保田 由枝
同	稲田 光
同	西野 那緒
同	山田 歩美

監事 谷本 雅穂

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 8 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 1 0, 0 0 0 円
正会員会費 年額 1 0, 0 0 0 円
 - (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 年額 5, 0 0 0 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人お結び

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	かめいし ゆうた 亀石 侑汰		無
理 事	たにもと み え こ 谷本 美恵子		無
理 事	く ぼ た よしえ 久保田 由枝		無
理 事	いなだ ひかる 稲田 光		無
理 事	にしの なお 西野 那緒		無
理 事	やまだ あゆみ 山田 歩美		無
監 事	たにもと まさお 谷本 雅穂		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人お結び
設立代表者 亀石 侑汰

1 趣 旨

日本国憲法では基本的人権が保障されているうえ、国連で 2006 年に採択された障害者権利条約を日本政府は 2007 年に批准しました。

しかし、多様性を重視する現代社会の中において、障害者など社会的弱者といわれる人たちは、未だに自ら望んだ作業（仕事・遊び・学習）をすることが困難な社会状況下にあり、孤独や将来に不安を感じている障害者などの社会的弱者は増加の傾向にあります。また、障がいのある子どもを育てている家庭のみならず、少子化、児童虐待、いじめ、不登校児等の様々な問題のなかで、一般家庭の中でも子育てに不安を感じている家族も多くなっています。

これらの要因として、地域での交流が希薄になってきているということが挙げられます。様々な問題をかかえ、身近に信頼を持って相談できる人、あるいは、気軽に人々が集う場所がないこと、個々の人々が孤立していること、どの情報を信用していいのかわからないといったことがこれらの社会的問題につながっていると考えられます。現在の社会構造では対応できていない個別的な支援、居場所づくりやそれらを学ぶことのできる機会、適切な情報の発信等を非営利に提供できる事業を行うことにより現在の状況が軽減されると思われます。

しかし、それらの事業を任意団体等で行ったのでは、責任の所在が不明である内容の透明性も担保されず、社会的信用を得ることが困難であると考えられます。

そこで、組織体としての実体性、責任体制、透明性などをより明確にし、対外的な認知度、法的対抗要件を持つ法人形態として、事業内容に相応しい特定非営利活動法人を立ち上げることにしました。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

令和 7 年 3 月 1 日、関係者が集まり、障害者の支援活動に関心を持つ者が一堂に会しました。この集会において、地域社会における支援活動の必要性や、既存の支援体制の限界について熱心な議論が交わされました。その結果、特定非営利活動法人を設立し、組織的かつ継続的に支援活動を展開することが最も効果的であるとの結論に至りました。

その後、設立の具体的な手続きを進めるため、設立発起人会を開催しました。発起人会では、法人設立の目的や活動計画、定款の内容について詳細に検討し、全員一致で法人設立を進めることを決定しました。さらに、設立総会を令和 7 年 7 月 1 日に開催し、設立代表者を選出し、法人設立の趣旨や具体的な活動計画について承認を得ました。この総会を経て、正式に特定非営利活動法人お結びの設立を申請する運びとなりました。

初年度事業計画書

成立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人お結び

I 事業の実施方針

法人設立を機に、これまで別法人で行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、障害児者及びその家族にかかわる相談活動・権利擁護活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、生活・介護への支援に関する事業を行い、さらに、地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害児者・家族の福祉・教育・医療・保健の増進に寄与できるよう行動する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 障害児者に対する相談に関する事業

【内 容】 障害児者・家族、関係職員等からの相談に対応するとともに、苦情受付・調整・解決を図る

【実施場所】 弊社及び各指定場所

【実施日時】

【事業の対象者】 障害児者・家族、関係職員等

【収 益】 600 千円（内訳）50 千円×12 か月

【費 用】 150 千円（内訳）

(2) 障害児者・家族、関係職員・地域住民等を対象とする研修に関する事業

【内 容】 研修会を企画・実施するとともに、専任スタッフ等を講習や各種学習会等に講師として派遣

【実施場所】 各開催場所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 福祉施設職員、障害者・家族・関係者等

【収 益】 450 千円（内訳）研修事業 150 千円×3回

【費 用】 100 千円（内訳）

(3) 障害児者・家族等にかかる情報提供・交流に関する事業

【内 容】 障害児者の生活実態に関する調査・研究、国における障害者制度改革の動向を踏まえ、必要な提言をまとめ情報を発信する

【実施場所】 弊社及び適切箇所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 障害児者・家族、福祉施設職員、地域住民等

【収 益】 480 千円（内訳）40 千円×12 か月

【費 用】 100 千円（内訳）

2 その他の事業

(1) 物品販売事業

【内 容】 関連施設等で作成された物品をバザーなどで販売する

【実施場所】 バザー会場等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 地域住民等

【収 益】 2,000 千円 (内訳) 400 千円×5回

【費 用】 100 千円 (内訳)

(2) 食品販売事業

【内 容】 関連施設等で作られた菓子等の食品をバザーなどで販売する

【実施場所】 バザー会場等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 地域住民等

【収 益】 1,000 千円 (内訳) 200 千円×5回

【費 用】 100 千円 (内訳)

翌年度事業計画書

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

特定非営利活動法人お結び

I 事業の実施方針

さまざまなネットワークを活用して、障害児者及びその家族にかかわる相談活動・権利擁護活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、生活・介護への支援に関する事業を行い、さらに、地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害児者・家族の福祉・教育・医療・保健の増進に寄与できるよう行動する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 障害児者に対する相談に関する事業

【内 容】 障害児者・家族、関係職員等からの相談に対応するとともに、苦情受付・調整・解決を図る

【実施場所】 弊社及び各指定場所

【実施日時】

【事業の対象者】 障害児者・家族、関係職員等

【収 益】 1,200 千円（内訳）100 千円×12 か月

【費 用】 200 千円（内訳）

(2) 障害児者・家族、関係職員・地域住民等を対象とする研修に関する事業

【内 容】 研修会を企画・実施するとともに、専任スタッフ等を講習や各種学習会等に講師として派遣

【実施場所】 各開催場所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 福祉施設職員、障害者・家族・関係者等

【収 益】 800 千円（内訳）研修事業 200 千円×4 回

【費 用】 150 千円（内訳）

(3) 障害児者・家族等にかかる情報提供・交流に関する事業

【内 容】 障害児者の生活実態に関する調査・研究、国における障害者制度改革の動向を踏まえ、必要な提言をまとめ情報を発信する

【実施場所】 弊社及び適切箇所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 障害児者・家族、福祉施設職員、地域住民等

【収 益】 720 千円（内訳）60 千円×12 か月

【費 用】 150 千円（内訳）

2 その他の事業

(1) 物品販売事業

【内 容】 関連施設等で作成された物品をバザーなどで販売する

【実施場所】 バザー会場等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 地域住民等

【収 益】 2,700 千円（内訳）450 千円×6 回

【費 用】 100 千円（内訳）

(2) 食品販売事業

【内 容】 関連施設等で作られた菓子等の食品をバザーなどで販売する

【実施場所】 バザー会場等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 地域住民等

【収 益】 1,500 千円（内訳）300 千円×5 回

【費 用】 150 千円（内訳）

初年度活動予算書

成立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人お結び
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400,000	0	400,000
賛助会員	100,000	0	100,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
.....	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
.....	0	0	0
4. 事業収益			
障害児者に対する相談に関する事業収益	600,000	0	600,000
障害児者・家族等を対象とする研修に関する事業	450,000	0	450,000
障害児者・家族等にかかる情報提供・交流に関する事業	480,000		480,000
.....	0	0	0
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	3,000,000	3,000,000
.....	0	0	0
経常収益計	2,030,000	3,000,000	5,030,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,500,000	0	2,500,000
法定福利費	30,000	0	30,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	30,000	0	30,000
.....	0	0	0
人件費計	2,560,000	0	2,560,000
(2) その他経費			
会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	30,000	0	30,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	5,000	0	5,000
.....	300,000	0	300,000
その他経費計	345,000	0	345,000
事業費計	2,905,000	0	2,905,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	1,500,000	0	1,500,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0	0	0
人件費計	1,500,000	0	1,500,000
(2) その他経費			
会議費	30,000	0	30,000
旅費交通費	30,000	0	30,000

施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
.....	250,000	0	250,000
その他経費計	310,000	0	310,000
管理費計	1,810,000	0	1,810,000
経常費用計	4,715,000	0	4,715,000
当期経常増減額	△ 2,685,000	3,000,000	315,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
.....	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 2,685,000	3,000,000	315,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			315,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人お結び

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000	0	500,000
賛助会員	200,000	0	200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
.....	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
.....	0	0	0
4. 事業収益			
障害児者に対する相談に関する事業収益	1,200,000	0	1,200,000
障害児者・家族等を対象とする研修に関する事業	800,000	0	800,000
障害児者・家族等にかかる情報提供・交流に関する事業	720,000	0	720,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	4,200,000	4,200,000
.....	0	0	0
経常収益計	3,420,000	4,200,000	7,620,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,500,000	0	3,500,000
法定福利費	30,000	0	30,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	30,000	0	30,000
.....	100,000	0	100,000
人件費計	3,660,000	0	3,660,000
(2) その他経費			
会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	30,000	0	30,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	5,000	0	5,000
.....	300,000	0	300,000
その他経費計	345,000	0	345,000
事業費計	4,005,000	0	4,005,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	3,000,000	0	3,000,000
法定福利費	100,000	0	100,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	50,000	0	50,000
.....	0	0	0
人件費計	3,150,000	0	3,150,000
(2) その他経費			
会議費	20,000	0	20,000
旅費交通費	50,000	0	50,000

施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
.....	150,000	0	150,000
その他経費計	220,000	0	220,000
管理費計	3,370,000	0	3,370,000
経常費用計	7,375,000	0	7,375,000
当期経常増減額	△ 3,955,000	4,200,000	245,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
.....	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 3,955,000	4,200,000	245,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			245,000